

# 定 款

一般社団法人養老線管理機構

平成 29 年 1 月 20 日 作 成

# 一般社団法人養老線管理機構 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人養老線管理機構と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、西美濃・北伊勢地域における地域住民の自立した日常生活と社会生活の確保及び活力ある都市活動の実現を図るための基盤となる鉄道輸送の重要性に鑑み、養老線における第三種鉄道事業を行い、もって当該地域における交通機能の充実と輸送の確保及び個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に継続して寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第三種鉄道事業
- (2) 前号に附帯関連する一切の事業

## 第3章 社員及び会員

### (法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため、理事会において別に定めるところにより当法人に寄附した個人及び団体

#### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

#### (会費等)

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (退会)

第8条 正会員は、退会する日の2年前までに、理事会において別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

2 賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会においては、代表理事が議長となる。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員及び会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

#### (議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

### 第5章 役員

#### (役員の設定)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事（法人法上の「代表理事」をいう。）とし、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名置くことができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特殊の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、代表理事を補佐して当法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、代表理事及び専務理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 役員報酬等は、社員総会の決議により定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### (開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

#### (招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集し、開会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議長)

第29条 理事会においては、代表理事が議長となる。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

#### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

### 第7章 資産及び会計

#### (事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財産法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第39条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

### (委任)

第40条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

## 第11章 附 則

### (最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

- 1 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地  
大垣市 大垣市長 小川 敏
- 2 三重県桑名市中央町2丁目37番地  
桑名市 桑名市長 伊藤 徳宇
- 3 岐阜県海津市海津町高須515番地  
海津市 海津市長 松永 清彦
- 4 岐阜県養老郡養老町高田798番地  
養老町 養老町長 大橋 孝
- 5 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地  
神戸町 神戸町長 谷村 成基
- 6 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地  
揖斐川町 揖斐川町長 富田 和弘
- 7 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1  
池田町 池田町長 岡崎 和夫

### (定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 養老線管理機構設立に際し、設立時社員 大垣市 大垣市長 小川敏、桑名市 桑名市長 伊藤徳宇、海津市 海津市長 松永清彦、養老町 養老町長 大橋孝、神戸町 神戸町長 谷村成基、揖斐川町 揖斐川町長 富田和弘、池田町 池田町長 岡崎和夫の定款作成代理人である司法書士 神田章太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 29 年 1 月 20 日

設立時社員	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市 大垣市長 小川 敏
同	三重県桑名市中央町2丁目37番地 桑名市 桑名市長 伊藤 徳宇
同	岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市 海津市長 松永 清彦
同	岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町 養老町長 大橋 孝
同	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町 神戸町長 谷村 成基
同	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町 揖斐川町長 富田 和弘
同	岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1 池田町 池田町長 岡崎 和夫
上記代理人	大阪市淀川区西中島四丁目7番30号 司法書士 神田 章太郎